

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当	
許 認 可 等 名	徳島市民昭和夜間運動場の利用の承諾	
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	昭和地区体育協会（連絡先は文化スポーツ振興課（電話 621-5426）までお問い合わせください。）	
審 査 基 準	基 準	次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承諾しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 体育施設の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。 (4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 6年 2月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 即日
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）

審查基準

基 準